



# 引用による補充について

WIPO PCTウェビナーシリーズ

Session 2

2021年6月29日 録音

毛利峰子  
リーガルオフィサー  
PCT法務・ユーザ関連部  
世界知的所有権機関 (WIPO)

# 国際出願を提出した後に問題が発覚！



ページが  
抜けていた

間違った  
図面を提出  
してしまった

# クイズ

# クイズ

■ PCT出願後に優先権を追加して、引用の補充を請求することができる

正 / 誤

■ 引用の補充を、優先権主張をする複数の先の出願の内容に基づいて行うことができる

正 / 誤

■ 引用による補充により、誤って含んだ用紙を、国際出願から取り除くことができる

正 / 誤

# 基本のベストプラクティス

## ■ 回避策:

- ❑ わかりやすく判別しやすいファイル名を使用
- ❑ 内容に不備がないかどうか提出前に再確認  
(添付書類のファイルもすべて開けて再確認)
- ❑ 複数人でダブルチェック

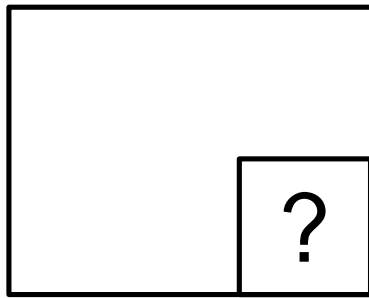
## ■ 欠陥の発見方法:

- ❑ 出願後すぐにオンラインで出願書類を点検
- ❑ 受理官庁からの通知に注意をして対応する
- ❑ 国際公開時の発見では手遅れ

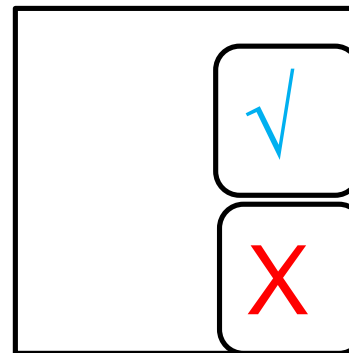
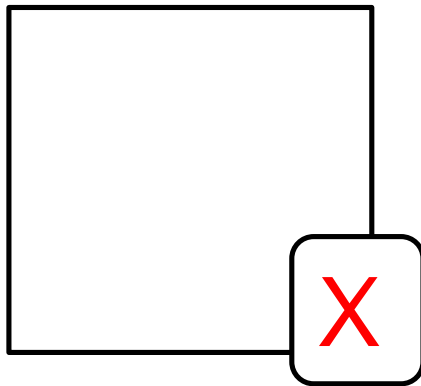
# セーフガード「引用による補充」の目的

- 優先権主張の基礎出願に含まれている要素又は部分が欠落している場合、又は要素又は部分が誤って提出された場合に、国際出願日に影響を与えることなく含めることを可能にする
  - 要素 = 明細書の全部、請求の範囲の全部
  - 部分 = 明細書の一部、請求の範囲の一部、  
図面の一部又は全部
- 誤って提出された要素又は部分の削除については、引用による補充で対応することができない

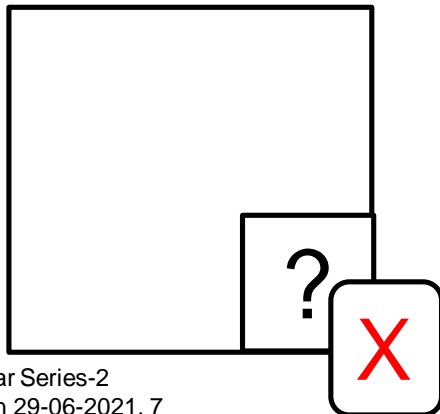
# 欠落 ≠ 誤って提出 ≠ 欠落部分/正しい部分の提出



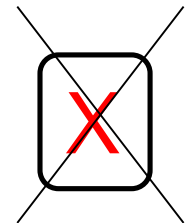
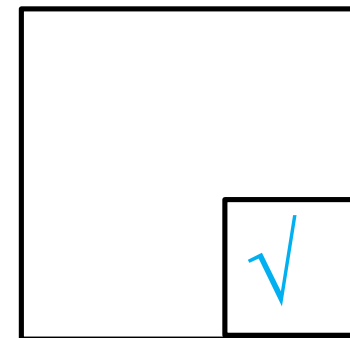
優先権書類



優先権書類



国際出願日は後に変更



# 欠落部分もしくは誤って提出された要素又は部分の手續に関する概要

	引用による補充		欠落部分/正しい要素・部分の提出	
	欠落部分	誤って提出された要素又は部分	欠落部分	誤って提出された要素又は部分
主な規則	20.5(d)、20.5の2(d)、20.6		20.5(b)及び(c)	20.5の2(b)及び(c)
国際出願日	維持される		変更される	
官庁による適用	一部のRO及びDOでは適用されない		すべてのRO及びDOにより適用される	
誤って提出された用紙の処理	該当なし	出願に残る  (出願の一部として国際公開され、例えば明細書など、関連する要素の末尾に移動)	該当なし	出願から削除される  (PATENTSCOPE上で表示されない)



# 要件

- 国際出願が最初に受理された日に優先権が主張されていなければならない (規則4.18)
- 基礎出願が要素又は部分を包含 (規則20.6(b))
- 願書に引用による補充 (の可能性) の陳述を記載 (規則4.18)
- 引用による補充の確認を期限内に行う (規則20.6及び規則20.7)
- 権限のある機関: 受理官庁

# 引用による補充の確認 (1)

- 期間: 出願から2ヶ月、又は求めの日から2ヶ月 (規則20.7)
- 提出すべき書類 (規則20.6)
  - (引用による補充を) 確認する書面の通知
  - 欠落した又は正しい要素又は部分に関する用紙
  - 優先権書類が未だ提出されていない場合には、提出された先の出願の写し
  - 国際出願がされた言語ではない場合には翻訳文
  - 優先権書類 (及び、翻訳文) のどこに当該部分が記載されているかに関する表示



# 引用による補充の確認 (2)

## ■ 引用による補充の全ての要件を満たしていない場合

(例えば、欠落要素又は欠落部分が先の出願に完全には記載されていない場合)

- 繰り下がった出願日が、国際出願日として適用される  
(欠落した又は正しい要素又は部分を受理した日)
- 出願人は欠落部分又は正しい要素又は部分を見捨てることを請求することができる  
(規則20.5(e)及び規則20.5の2(e))

# 第11条(1)に基づく受理官庁による 欠陥の補充の求め (規則20.3)

明細書全体若しくは請求の範囲全てが欠落している場合には、受理官庁は出願人に次のことを求める。

- ❑ 第11条(2)に基づき補充書を提出することによって、繰り下がった国際出願日の適用を受ける、又は、
- ❑ 要素は規則4.18の規定に基づく引用により補充される要素であることを規則20.6(a)の規定に従って確認することによって、国際出願日を維持する

# 引用による補充の国内段階における効果 (規則82の3.1(b))

- 指定官庁は、限定された範囲で、引用による補充が認められた決定を再検査することができる
- 多くの受理官庁及び指定官庁によって、国内法令に適合しないことの宣言が行われている

*[www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)*

# 国内法令に適合しないことの宣言 (1)

国際事務局に対して規則20.3(a)(ii)及び(b)(ii)、規則20.5(a)(ii)及び(d)、規則20.5の2(a)(ii)及び(d)、規則20.6が国内/広域法令に適合しないことを通知した官庁:

❑ 受理官庁として不適合 (規則20.8(a)):

CU, CZ, DE, ID, KR, MX

❑ 指定官庁として不適合 (規則20.8(b)):

CN, CU, CZ, DE, ID, KR, MX, TR

## 国内法令に適合しないことの宣言 (2)

❑ 受理官庁として不適合 (規則20.8(a)の2):

CL, CU, CZ, DE, EP, ES, FR, ID, KR, MX

❑ 指定官庁として不適合 (規則20.8(b)の2):

CL, CN, CU, CZ, DE, EP, ES, ID, KR, MX, TR



# 引用による補充が受理官庁や指定官庁によって認められない場合の対応

- 受理官庁が引用による補充を適用しない場合
  - 規則19.4に基づく国際出願のRO/IBへの送付を請求
- 指定官庁が引用による補充を適用しない場合
  - 国内官庁に代わり広域官庁が選択肢としてあるか？
  - 必要な補充を行い、国際出願日が繰り下がることを受け入れる
  - 補充を行わず国際出願日を維持する  
(要素全体に欠陥がある場合を除く)

# クイズの解答

# クイズ

- PCT出願後に優先権を追加して、引用の補充を請求することができる

誤

- 引用の補充を、優先権主張をする複数の先の出願の内容に基づいて行うことができる

正

- 引用による補充により、誤って含んだ用紙を、国際出願から取り除くことができる

誤

# 質疑応答

- 引用による補充によって、出願ページ数が30ページを超えた場合には、追加料金は発生するか？
  - 現行規則の下では、受理官庁は出願日時点でのページ数を数えるので、その後に、引用による補充によってページ数が30ページを超えたとしても追加料金は発生しない
  - 但し、濫用を許す趣旨ではない
  
- 繰り下がった国際出願日を受け入れることのリスクは何か？
  - 優先権回復の対象になれば請求する。優先権回復請求が不可又は認められない場合は優先権を失うことを覚悟する
  
- 引用による補充をした後に、規則9.1に基づいて、誤った部分の削除を請求することはできるか？
  - 明らかな誤りがあること及び訂正内容が明らかであることが官庁に明確でないといけない（ケースバイケース）

# PCT関連情報

## ■ PCT制度に関する一般的なご質問

### □ PCTインフォメーションサービス (Infoline):

Tel: +41 22 338 83 38

E-mail: [pct.infoline@wipo.int](mailto:pct.infoline@wipo.int)

## ■ ePCTに関するご質問

### □ PCT電子サービス (eServices) ヘルプデスク:

Tel: +41 22 338 95 23

E-mail: [pct.eservices@wipo.int](mailto:pct.eservices@wipo.int)

## ■ WIPOが発行するニュースレターの配信登録

<https://www.wipo.int/newsletters/ja>

## ■ PCTウェビナー

<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars>

# ご清聴ありがとうございました

アンケートに  
ご協力を  
お願いいたします

